

無利子

償還免除あり

古平町 専門職養成奨学資金 貸付事業 のご案内

古平町では、町内で働く方の確保を目的に、専門職を養成する施設に在学している方、又は入学しようとする方へ、無利子の奨学資金の貸付を行っています。

**保健師、看護師、
土木技師、建築技師**

を目指す方

月 120,000 円 まで

管理栄養士

を目指す方

月 95,000 円 まで

社会福祉士、保育士

を目指す方

月 85,000 円 まで

対象者

次のいずれにも当てはまる方

- ・保健師、看護師、社会福祉士、保育士、管理栄養士、土木技師、建築技師（以下「専門職」）を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」）に在学中か、これから入学しようとする方
- ・将来、専門職として古平町内の職場の職員（以下「町職員等」）として働く意思のある方

貸付期間

養成施設に入学した月から卒業の当月まで。

既に在学している方は、貸付決定された月から卒業の当月まで。

償還の免除

奨学金の貸付を受けた方が、養成施設を卒業後5年以内に町職員等として働き、働いた期間が貸付を受けた期間の2倍に達したときは、償還を免除します。

ただし、看護師については町職員等として働く前に、3年以上5年以内の実務経験が必要です。

申請書類

次の書類をご提出ください（①は町ホームページから様式をダウンロードできます）。

- ①古平町専門職養成奨学資金貸付申請書（別記第1号様式）
- ②申請者が在学する養成施設の合格通知書又は在学証明書の写し
- ③履歴書（写真添付。正面、脱帽、最近3月以内に撮影したもの）
- ④戸籍全部事項証明書及び住民票（世帯全員分）

詳しくは
こちらをご覧ください。

問合せ・申請先

古平町役場総務課職員係

〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町5 0 番地

【電話】0135-48-9835（直通） 【町 HP】<https://www.town.furubira.lg.jp>

